

登記申請手続案内等に関する事務処理指針

改正 2019.12.19.[登記例規第 1679 号、施行 2019.12.19.]

第 1 条(目的)

この例規は登記所(登記局、登記課および登記事務を処理する事務課を含む)で民願人に対する登記申請手続き案内が円滑に成されるようにするために必要な事項を規定することを目的とする。

第 2 条(申請書用紙等の備置および交付)

登記所長[登記局長、登記課長および事務課長(登記事務を処理する事務課の課長だけをいう)を含む。以下同じ]は「不動産登記申請書の様式に関する例規」・「商業登記申請書の様式に関する例規」等で規定した各種登記申請書用紙および民願人の利用頻度が高い登記申請に関する案内書と「印鑑の提出・管理および印鑑証明書発行に関する業務処理指針」で規定した印鑑証明書発行申請書用紙等を常時備え付けて民願人の要求があるときには直ちにこれを交付しなければならない。

第 3 条(登記申請手続き案内担当者の指定)

- ①登記所長は登記申請手続き案内等の業務を円滑に遂行するために登記申請手続き案内担当者を指定することができる。
- ②第 1 項の登記申請手続き案内担当者は登記官や登記業務をよく分かる職員のうちで指定しなければならない。

第 4 条(登記申請手続きの案内等)

- ①登記申請手続き案内担当者は登記申請手続きと関連した後記各号の事項に関する民願人の問い合わせに対して案内しなければならない。この場合登記申請事件に関する審査権限および最終的な判断権限は該当登記官にあることを知らせなければならない。
 1. 登記申請書の作成方法(ただし、法律的解釈が必要な場合や内容が複雑で容易に案内することができない登記申請は除く)
 2. 当該登記申請に通常的に必要な添付書類の種類
 3. 登記申請手数料の金額と納付方法
 4. 国民住宅債権を買い取らなければならない場合、買入金額の算出方式
 5. 定額登録免許税の金額
 6. 印紙税を納付しなければならない場合、その金額
- ②登記申請手続き案内担当者は請願人に登記申請書やその添付書類を代わりに作成することができなくて、次の各号の事項に関する問い合わせに対しては案内できないことがあ

る。

1. 契約書・議事録等添付書面の作成方法とその内容に関する事項
 2. 登記官の決定または処分に対する異議申請書の作成方法とその内容に関する事項
 3. 定額登録免許税を除いた取得税・登録免許税の課税標準額および納付税額に関する事項
 4. 登記記録の法的解釈やその他に具体的な法律関係に関する事項
- ③民願人が第 2 項の行為を要求する場合には不必要な誤解がないように、案内することができない理由を説明して、無料法律相談機関を訪問し、または弁護士・法務士等の法律専門家に問い合わせるように案内した後に登記申請手続き案内を終了することができる。

第 5 条(案内文の掲示等)

- ①登記所長は次の各号の案内文を作成して受付室など適切な場所に掲示しなければならない。ただし、必要な場合には他の案内文をさらに掲示することができる。
1. 登記申請手続き案内(別紙第 1 号)
 2. 登記事項証明書等の発行および閲覧手数料案内(別紙第 2 号)
- ②登記所長は国民住宅債権買入対象および買入金額案内(別紙第 3 号)を A4 規格で作成して受付室等の適切な場所に備え付けなければならない。
- ③登記所長は「登記事項証明書等手数料規則」または「住宅都市基金法施行令」が改正される場合、その変更された内容を第 1 項第 2 号または第 2 項の各案内文に直ちに反映しなければならない。

附則(1993.09.14. 登記第 800 号)

この指針は 1993.9.20.から施行される。

附則(2001.08.27. 第 1034 号)

上の例規は 2001 年 9 月 1 日から施行する。

附則(2010.12.24. 第 1325 号)

この例規は 2011 年 1 月 1 日から施行する。

附則(2012.06.29. 第 1468 号)

この例規は直ちに施行する。

附則(2012.11.30. 第 1480 号)

第 1 条(施行日)この例規は 2012 年 12 月 1 日から施行する。

附則(2014.04.09 第 1511 号)

この例規は直ちに施行する。

附則(2018.03.07 第 1637 号)

この例規は直ちに施行する。

附則(2019.12.19 第 1679 号)

この例規は直ちに施行する。

【別紙第 1 号】 【登記申請手続き案内】

【別紙第 1 号】

【登記申請手続き案内】

1. 申請人出席

不動産登記申請の場合には原則的に登記権利者と登記義務者(または、その代理人)が、法人登記申請の場合には原則的に代表者(または、その代理人)が登記所に出席して登記申請書を提出しなければなりません。

2. 具備書類

登記申請書にはその登記申請に必要な所定の添付書面と登記申請手数料領収済確認書、取得税・登録免許税領収済確認書を添付しなければならない、不動産登記申請書には一定の場合、国民住宅債権買入金額とその発行番号を記載しなければならない。

3. 申請書用紙等の交付

各種登記申請書用紙と法人印鑑証明書発行申請書用紙等は受付室や登記申請手続案内室で職員に要請すれば無料で交付します。

4. 登記申請手続と関連して案内しなければならない事項と案内できないことがある事項

ガ. 案内しなければならない事項	ニ. 案内できないことがある事項
1)登記申請書の作成方法(ただし、法的解釈が必要である場合や内容が複雑で容易に案内することはできない登記申請は除く)	1)契約書・議事録等添付書面の作成方法とその内容に関する事項
2)当該登記申請に通常的に必要な添付書類の種類	2)登記官の決定または処分に対する異議申請書の作成方法とその内容に関する事項
3)登記申請手数料の金額と納付方法	3)定額登録免許税を除いた取得税・登録免許税の課税標準額および納付税額に関する事項
4)国民住宅債権を納付しなければならない場合の買入金額算出方式	4)登記記録の法的解釈やその他に具体的な法律関係に関する事項
5)定額登録免許税の金額	
6)印紙税を納付しなければならない場合、その金額	

5. 参考事項

登記所では当事者が申請した登記申請事件に対する審査を本来の業務としてしているため、審査の対象となる登記申請事件に対して具体的に案内ができない限界があります。また、登記申請は登記権利者と登記義務者間の利害が相反する場合があります、多数当事者の利害関係に影響を及ぼす場合もあつて、登記がなされることによって権利の発生・変更・消滅または対抗力の発生などをもたらすことになるので、登記所では当事者の責任下でなされる登記申請に対し具体的に関与できません。

上のように登記所では一般的な登記申請手続きに対してのみ案内ができるだけで具体的な登記申請事件に対しては案内をできないという点を了解してください。

〇 〇 地 方 法 院 長

[別紙第 2 号] 【登記事項証明書等の発行および閲覧手数料案内】

[別紙第 2 号]

【登記事項証明書など発行および閲覧手数料案内】

申請区分	内容	金額
登記事項証明書発行 (1 通)	－窓口 －無人 －インターネット	1,200 ウォン 1,000 ウォン 1,000 ウォン
登記記録閲覧 (1 登記記録)	－窓口 －インターネット	1,200 ウォン 700 ウォン
印鑑証明書発行 (1 通)	－窓口 －無人 －インターネット申請後 窓口交付	1,200 ウォン 1,000 ウォン 1,100 ウォン
申請書その他 附属書類閲覧 (1 事件)	－窓口	1,200 ウォン

※登記事項証明書等手数料規則(大法院規則第 2823 号)によるものです。

○ ○ 地 方 法 院 長

[別紙第 3 号] 【国民住宅債権買入対象および買入金額案内】

[別紙第 3 号]

【国民住宅債権買入対象および買入金額案内】

買 入 対 象	買 入 金 額
登記しようとする不動産が共有物であるときには共有持分率により算定した市価標準額を、共同住宅である場合には世帯当たり市価標準額をそれぞれ基準として、この場合共有持分率により市価標準額を算定する場合において二以上の筆地が集まって一つの敷地を形成しているときにはその筆地を合わせて一つの筆地とみなす。	
㌘. 所有権の保存(建築物の場合を除く)または移転(共有物を共有持分率により分割して移転登記をする場合と信託または信託終了により受託者または委託者に所有権移転登記をする場合を除く)	
(1)住宅(市価標準額が告示されない新規分譲共同住宅の場合には「地方税法」第 10 条第 5 項第 3 号および同法施行令第 18 条第 3 項第 2 号の規定による取得価格をいう)	◆市価標準額の 13/1,000
㌘) 2 千万ウォン以上 5 千万ウォン未満	
㌙) 5 千万ウォン以上 1 億ウォン未満 特別市および広域市(その他の地域)	19(14)/1,000
㌚) 1 億ウォン以上 1 億 6 千万ウォン未満 特別市および広域市(その他の地域)	21(16)/1,000
㌛) 1 億 6 千万ウォン以上 2 億 6 千万ウォン未満 特別市および広域市(その他の地域)	23(18)/1,000
㌜) 2 億 6 千万ウォン以上 6 億ウォン未満 特別市および広域市(その他の地域)	26(21)/1,000
㌝) 6 億ウォン以上 特別市および広域市(その他の地域)	31(26)/1,000
(2)土地	
㌘) 5 百万ウォン以上 5 千万ウォン未満 特別市および広域市(その他の地域)	25(20)/1,000
㌙) 5 千万ウォン以上 1 億ウォン未満 特別市および広域市(その他の地域)	40(35)/1,000
㌚) 1 億ウォン以上 特別市および広域市(その他の地域)	50(45)/1,000
(3)住宅および土地以外の不動産	
㌘) 1 千万ウォン以上 1 億 3 千万ウォン未満 特別市および広域市(その他の地域)	10(8)/1,000
㌙) 1 億 3 千万ウォン以上 2 億 5 千万ウォン未満 特別市および広域市(その他の地域)	16(14)/1,000
㌚) 2 億 5 千万ウォン以上 特別市および広域市(その他の地域)	20(18)/1,000
㌛. 相続(贈与その他に無償で取得する場合を含む)	
(1) 1 千万ウォン以上 5 千万ウォン未満 特別市および広域市(その他の地域)	18(14)/1,000
(2) 5 千万ウォン以上 1 億 5 千万ウォン未満 特別市および広域市(その他の地域)	28(25)/1,000
(3) 1 億 5 千万ウォン以上	

特別市および広域市(その他の地域) ㊦. 抵当権の設定および移転(信託または信託終了により受託者または委託者に抵当権を移転する場合は除く) 抵当権の設定金額 2 千万ウォン以上	42(39)/1,000 ◆ 抵当権設定金額の 10/1,000 ただし、買入金額が 10 億ウォンを超過する場合には 10 億とする。
--	---

※住宅都市基金法施行令[別表]によるものであり、債権買入義務(一部)免除対象者の範囲と免除項目等は同法施行令および施行規則を参考にしてください。